

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（附則第六十三条関係）

改正案

	<p>附則第二十九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律</p>
<p>（投資法人債に関する商法等の準用等）                  第三百二十九条の六（略）</p> <p>2 投資法人が発行する投資法人債は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</p> <p>（投資法人の発行する投資証券等の募集等）                  第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定若しくは第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより投資法人が投資証券を発行しない場合における前二項、次条及び第二百十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は投資証券とみなす。</p>	<p>（投資法人債に関する商法等の準用等）                  第三百二十九条の六（略）</p> <p>2 投資法人が発行する投資法人債は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</p> <p>（投資法人の発行する投資証券等の募集等）                  第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定若しくは第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより投資法人が投資証券を発行しない場合又は<u>第三百二十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合</u>における前二項、次条及び第二百十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は投資証券と、<u>当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれみなす。</u></p>